

平成 28 年寄附分

市町村民税  
道府県民税

申請書

提出年月日を記入

太枠内の項目（住所、氏名（フリガナ）、個人番号、性別、電話番号、生年月日）を全て記入。  
（注意）記載内容について、年内に変更が生じた場合は、申告特例申請事項変更届書の提出が必要です。

記入例

平成 28 年 5 月 1 日 軽米町長 殿	フリガナ カルマイ タロウ
住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目・・・	氏名 軽米 太郎
個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	性別 男 女
電話番号 111-111-1111	生年月日 男・大 40 . 12 . 31 女・小

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

**※個人番号の番号確認及び身元確認のため、添付書類が必要です。裏面をご覧ください、必要書類を添付のうえ、申請いただきますようよろしくお願いします。**

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合には、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

### 1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附をした年月日と寄附金額を記入。

寄附年月日 平成 28 年 5 月 1 日	寄附金額 50,000 円
--------------------------	------------------

### 2. 申告の特例の適用に関する事項

確定申告の提出不要者であり、住民税申告も提出不要者（寄附金税額控除は除く）である場合に限り、チェックをしてください。

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみ行うことができます。②に該当する場合、それぞれ下の欄の口にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である



(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- (1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者
- (2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である



(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含む申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の寄附金税額控除が5以下であると見込まれる者をいいます。

ワンストップ特例申請で寄附をする市町村数が、年間で5市町村以下であると見込まれる場合のみ、チェックをください。

平成 28 年寄附分

市町村民税  
道府県民税

寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書

住所	受付日付印
氏名 殿	

受付団体名

岩手県軽米町

## 個人番号の記載について

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の施行に伴い、平成28年1月1日以降の寄附から、「寄付金税額控除に係る申告特例申請書」に個人番号の記載が必要となりました。

また、個人番号の番号確認・身元確認のため、下記1～3のいずれかの書類の写し（コピー）を添付のうえ、申請をお願いします。

- 1 個人番号カード(表裏)
- 2 通知カードと身元確認に必要な書類(※)
- 3 個人番号が記載された住民票の写しと身元確認に必要な書類(※)

(※)「身元確認に必要な書類」とは以下の書類です。

### ①写真付証明書等（以下のうちいずれか1つ）

- ・運転免許証
- ・運転経歴証明書（H24. 4. 1以降のもの）
- ・パスポート
- ・身体障害者手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・療育手帳
- ・在留カード
- ・特別永住者証明書
- ・その他（学生証、身分証明書、社員証、資格証明書）

### ②上記の写真付証明書等をお持ちでない方（以下のうちいずれか2つ）

- ・国民健康保険等医療保険証  
（後期高齢者医療保険・介護保険、共済組合員証等を含む）
- ・年金手帳
- ・児童扶養手当証書
- ・特別児童扶養手当証書
- ・印鑑登録証明書
- ・戸籍の附表の写し
- ・住民票の写し
- ・住民票記載事項証明書
- ・母子健康手帳
- ・納税証明書
- ・源泉徴収票
- ・町税の特別徴収税額通知書
- ・その他（学生証、身分証明書、社員証、資格証明書、地方税・国税  
社会保険料その他公共料金の領収書（個人識別事項の記載  
があるものに限る））